

元気アップ倶楽部高坂 料金表

※東松山市にお住まいの方（東松山は6級地 1単位 10.27円です。）

区 分	単 位	利用料金 (10割)	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)
通所型サービス1(独自)	1672単位	17,171円	1,717円	3,434円	5,151円
通所型サービス2(独自)	3428単位	35,206円	3,521円	7,042円	10,563円
運動器機能向上加算	225単位	2,310円	231円	462円	693円
口腔機能向上加算(Ⅰ) 対象者のみ	150単位	1,541円	154円	308円	462円
口腔機能向上加算(Ⅱ) 対象者のみ	160単位	1,643円	164円	329円	493円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	411円	41円	82円	123円

【地域区分】

- ・東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市にお住まいの方は6級地、1単位 10.27円乗じた額。
- ・滑川町、鳩山町にお住まいの方は7級地、1単位 10.14円乗じた額。
- ・嵐山町にお住まいの方はその他、1単位 10.0円乗じた額。

※送迎を行わない場合には、47単位(片道)を減額いたします。

※介護職員処遇改善加算がご利用の料金に5.9%加算されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘いたします。

【自費通所介護サービス利用方法】

自費介護サービスの利用方法は以下の通りです。

(ア) キャンセル料は無料ですが、キャンセルが必要になった場合は、スタッフ配置及び利用者の送迎時間の影響が発生いたしますので、至急ご連絡ください。

(連絡先電話 0493-59-8245)

(イ) 利用料等のお支払方法は、事業者に対して利用者負担額料金表の料金を元に計算された月ごとの合計額をサービスの対価として支払います。

(ウ) 事業者は、当月末締めの利用明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。

(エ) 利用者は、当月末締めの料金の合計額を翌々月にお振替致します。なお振替日が土日祝日の場合は翌日にお振替致します。事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収書を発行します。

介護保険適用の流れ

01 要介護保険の申請

介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には「介護保険被保険者証」が必要です。

40～64歳までの人（第2号被保険者）が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

02 認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。

主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

03 審査判定

調査結果及び主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます。（一次判定）

一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行なわれます。（二次判定）

04 認定

市区町村は、介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行ないます。

認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

【認定の有効期間】

■新規、変更申請：原則6ヶ月（状態に応じ3～12ヶ月まで設定）

■更新申請：原則12ヶ月（状態に応じ3～24ヶ月まで設定）

※有効期間を経過すると介護サービスが利用できないので、有効期間満了までに認定の更新申請が必要となります。

※身体の状態に変化が生じたときは、有効期間の途中でも、要介護認定の変更の申請をすることができます。

05 介護予防サービス計画書の作成

介護予防サービスを利用する場合は、介護予防サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、県知事の指定を受けた居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）へ依頼します。

依頼を受けた介護支援専門員は、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。

06 介護サービス利用の開始

介護サービス計画にもとづいた、サービスの利用できます。